

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第13号**

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第12条関係）		別表（第12条関係）	
1 工場の助成金の算定		1 工場の助成金の算定	
区 分	算 定 額	区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。）に100分の10を乗じて得た額。ただし、投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5を乗じて得た額とする。	1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。）に100分の10（ <u>特定分野工場</u> にあつては、100分の15（ <u>希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の製造工場</u> にあつては、100分の30））を乗じて得た額。ただし、投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5（ <u>特定分野工場</u> にあつては、100分の10（ <u>希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の製造工場</u> にあつては、100分の25））を乗じて得た額とする。
2 その他の場合	(2) 略 次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。）に100分の10を乗じて得た	2 その他の場合	(2) 略 次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。）に100分の10（ <u>特定分野工</u>

額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5を乗じて得た額とする。

(2) 略

備考 県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置した場合の助成金の額の算定は、別に定める方法による。

2 試験研究施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3

場にあつては、100分の15（希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の製造工場にあつては、100分の30）を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5（特定分野工場にあつては、100分の10（希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の製造工場にあつては、100分の25））を乗じて得た額とする。

(2) 略

備考

1 この表において「特定分野工場」とは、エネルギー関連分野（太陽電池、燃料電池、二次電池等の環境にやさしいクリーンエネルギー創出・貯留製品、LED照明等の地球温暖化対策に資する製品を製造する事業その他これに類する事業をいう。）、ロボット・航空・宇宙関連分野（産業用ロボット、サービス・生活支援ロボット等を製造する事業、航空・宇宙関連製品を製造する事業その他これらに類する事業をいう。）及び食品・バイオテクノロジー関連分野（食料品、飲料等を製造する事業、バイオテクノロジーを応用した医薬品、化成品等を製造する事業、バイオテクノロジーを利用した機器を製造する事業その他これらに類する事業をいう。）の工場をいう。

2 県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置した場合の助成金の額の算定は、別に定める方法による。

2 試験研究施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3

	<p>年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。)に100分の15を乗じて得た額。ただし、投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。)に100分の15を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p>		<p>年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。)に100分の15(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の試験研究施設にあっては、100分の30)を乗じて得た額。ただし、投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の試験研究施設にあっては、100分の25)を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。)に100分の15(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の試験研究施設にあっては、100分の30)を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の試験研究施設にあっては、100分の25)を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p>
<p>備考 略 3～6 略</p>		<p>備考 略 3～6 略</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の表及び2の表の規定は、この規則の施行の日以後に香川県企業誘致条例(平成16年香川県条例第5号)第3条第3項の規定による申請を行う企業に対する助成金の額の算定について適用し、同日前に同項の規定による申請を行った企業に対する助成金の額の算定については、なお従前の例による。